

後漢時代の軍事思想に関する管見

佐藤達郎

はじめに

一九〇三年、梁啓超は『新民叢報』に連載中の「新民説」第十七節「論尚武」⁽¹⁾で、欧州日本の列強に比しての中国の文弱を嘆き、二千年来の「不武」の原因の第二に儒教を挙げて次のように述べた。すなわち、孔子にあつてはなお勇猛をも貴んだ（「義を見てせざるは勇なきなり」）儒教は、後世の鄙儒によつてその精神を曲げられ、任侠冒険を卑しき柔弱を善とし、隱忍を説く教えに墮した結果、中国人は軟弱疲弊して氣迫氣力に欠ける民族になり果てたといふ。

彼の認識を敷衍するなら、元来尚武の精神を帯びた儒教がやがて体制教学となり、国家体制への順応を説くものへと變つていく中で、その尚武の精神も体制を乱すものとして排除され、武徳を卑しき文徳を貴ぶ教えへと變つていったということになるだろう。そして、そのような見方に立つ場合、儒教が「官学」化されたと言われる前漢武帝時代、そしてそれが国家社会に広く浸透した後漢時代が一つの大きな節目であつたはずであらう。なるほど、「遊俠踰侈し、義を犯し礼を侵すは、同に法度を履み、翼翼濟濟たるといずれぞ」——班固が「両都賦」（『後漢書』本伝）の

中で、戦国任侠の風をなお残した前漢に対し、後漢の儒雅な気風を称揚したこの言葉などは、梁啓超の嘆く、剛毅が失われ儒弱に墮していく世風の推移をよく示すものと言えるかもしれない。

ところが、そのような儒雅「文弱」の世となっていたはずの後漢中期以降、一方では国家の衰退と社会秩序の崩壊の危機に瀕して、統治体制の強化を論ずるいわゆる「法家的儒家」⁽²⁾が輩出しはじめる中で、軍事の要を説く論説が間々見られるようになる。桓譚王充を嚆矢とし、後漢中後期の王符、崔寔、仲長統、応劭らに至るこれら「異端思想の系譜」⁽³⁾につらなる人々の思想内容と、その政治社会との関わりについては今までに膨大な先行研究の蓄積がある。しかし彼らの思想と軍事との関わりについては、一部の研究を除けばまだ十分に関心が向けられていないようである。

かたや、中国古代における軍事思想の研究としては従来、『孫子』に代表される兵法家の系譜、あるいは『呂氏春秋』、『淮南子』など前漢武帝以前の雑家における軍事思想とその兵家との関係などに比重が置かれ、⁽⁴⁾軍事思想の文脈から後漢時代の先述諸家を取り上げられることも従来ほとんどなかったように思われる。本稿では、「中国古代軍事史の多角的検討」の一環として、これら後漢中後期の思想家たちにおける軍事思想をとりあげ、それらの内容を概観しつつその歴史的背景について初歩的な考察を行うことにする。

中国上古において、たとえば『漢書』百官公卿表の中で僕射の説明として「古者重武官」と述べ、あるいは内藤湖南が史の起源を説明する中で「古代に於いては文事よりも武事が大切なことであった」とする⁽⁵⁾ように、尚武の伝統があったことは言を俟たない。またそうした観念が『尚書』『詩』などの儒家經典にも多々取り入れられ、たとえば『荀子』義兵篇、降って『白虎通』三軍・誅伐篇に見るような儒家における正義の挙兵―義兵説を形成したことも周知の所である。あるいはこうした儒家、ないし墨家の義兵説をふまえつつ、戦国漢初の時勢に応じて兵家の学説も取

り入れ『呂氏春秋』孟秋紀・仲秋紀、『淮南子』兵略訓が戦争における基本方針や用兵の諸条件について詳論していることについても、諸先学が既に論じている。⁽⁶⁾しかし、これら先秦から前漢前期までの諸文献における戦争論が理念的見地からの、ときに抽象的な一般論にとどまるのに対し、本稿で扱う後漢の諸家における戦争論は、そうした先行諸文献の言説を踏まえつつも、論者たちの時代背景とそれへの危機感を克明に反映し、概して現実的・具体的な実践論を展開する傾向にあることを、大きな特徴として指摘できる。以下、おおよその年代順に、諸家の言説を紹介していきたい。

(一) 王充『論衡』

王充(二七―九六頃)は、博学の鴻儒を自任しつつ、その著書『論衡』の中で世俗の鄙儒に対する鋭い論難を展開した。その旺盛な批判精神と矯激な言辞ゆえに後世、反礼教の非難を浴びる一方で、近代になって唯物論的合理主義の先駆者として再評価されることになる。⁽⁷⁾こうした著作の性質ゆえ、彼と『論衡』については中国哲学史の分野における多くの先行研究があるが、ここでは先学のみ言及していかない、軍事をめぐる彼の論説を『論衡』儒増篇より紹介する。テキストは黄暉『論衡校釈』(中華書局、新編諸子集成)による。

儒書の称すらく、「堯・舜の徳、至優至大なり、天下太平にして、一人も刑せず」と。又た言えらく、「文・武の隆さかなること、遺して成・康に在り、刑錯おきて用いざること四十余年」と。是れ堯・舜を称え、文・武を褒めんと欲するなり。夫れ言を為すも益せずんば、則ち美も称うるに足らず。文を為すも渥からずんば、則ち事も褒むるに足らず。堯・舜は優ると雖も、一人をして刑せざらしむる能わず。文・武は盛んなりと雖も、刑をして用い

ざらしむる能わず。其の刑を犯す者少なく、刑を用うることを希疎なるを言うは可なり。其の一人も刑せず、刑錯きて用いざるを言うは、之を増すなり。夫れ能く一人をして刑せざらしむれば、則ち能く一國をして伐たざらしめん。能く刑をして錯きて用いざらしむれば、則ち能く兵をして寝めて施さざらしめん。案ずるに堯は丹水を伐ち、舜は有苗を征し、四子罪に服し、刑兵設用す。成王の時、四國篡畔し、淮夷・徐戎、並びに患害を為す。夫れ人を刑するは刀を用い、人を伐つは兵を用い、人を罪するは法を用い、人を誅するは武を用う。武と法と殊ならず、兵と刀と異ならざるも、巧論の人、別つ能わざるなり。夫れ徳劣れば故に兵を用い、法を犯せば故に刑を施す。刑と兵とは、猶お足と翼のごときなり。走るに足を用い、飛ぶに翼を用う、形体は異なると雖も、其の身に行うは同じ。刑の兵とは、衆を全うし邪を禁ず、其の実は一なり。兵の用いざるを称えずして、刑の施さざるを言うは、是れ猶お人の耳欠き目完く、目の完きを以て人の体の全きを称うるがごとく、従う可からざるなり。人の虎を刺すに桀く、人を撃つに怯え、而して虎を刺すを以て称え、之を勇と謂うは、聴う可からざるなり。身に敗欠無く、勇みて進まざる無くして、乃ち全と為すのみ。今、一人も刑せざるを称え、一兵も用いざるを言わず、刑錯きて用いざるを褒め、一人も畔かざるを言わざるは、未だ優と為すを得ず、未だ盛と謂う可からざるなり。

王充は、堯・舜の不刑説、周の成王・康王の刑錯説⁽⁸⁾に対し、一人をも刑せずとは俗儒の粉飾なりとして難じ、さらに、もし一人をも刑しなかつたのであれば、堯舜や成王が異民族の征伐を行ったことをどう解するのか、そのことを論ぜずして刑を用いなかつたことのみを賞賛するのは矛盾であるとす。彼の主張の根底にあるのは、刑罰と征戦とが「武と法と殊ならず」、「その実は一」なりとする、いわゆる兵刑一致思想である。彼は、征戦と同様に刑罰が「衆を全うし邪を禁ず」、悪を禁じ民生を安定させるための手段として欠かせないものであることを強調する。言い換え

れば、悪を征伐する戦争は彼にあっても、彼の批判する俗儒にあっても、もとより義兵として肯定され、その前提の上に彼は刑罰のみを否定する俗儒の論理矛盾を暴くのである。こうした刑罰重視の思想系譜のちに仲長統らいわゆる「法家的儒家」に継承されていくことになる。「徳の劣る」対象には兵を用いねばならぬとする王充の戦争観は、伝統的な義兵観に基づくものでそれ自体は目新しいものではないが、刑罰の重視を説く中でそれが積極的に援用されていることに注意を払いたい。用兵の要が意識的に前面に打ち出されているのであり、こうした用兵重視の思想も刑罰のそれと同様に、後の論者たちによって継承されていくからである。

王充のこうした用兵観を、義兵の伝統的文脈だけでなく彼の同時代的背景のもとに考えてみたい。王充はその若き日、洛陽で班固の父・班彪に師事し、少年時代の班固とも交流を持ったことが知られている。班彪は莽新後漢初、河西の竇融政権のもとに身を寄せ、竇融の光武政権帰順とともに上洛した。班彪はおそらく河西に身を置いていた時期の見聞に基づいてであろう、西北辺境の羌族の動静とそれへの対応について極めて具体的な方策を上申し、「後漢書」西羌伝⁽⁹⁾、王朝の辺防体制に一家言を持つていたことがうかがわれる。こうした彼の影響が想定されることに加え、王充が生まれ育った後漢初年は群雄割拠の戦乱をへて未だ幾ばくもなく、王充の故郷、会稽の近くの廬江郡でも李憲が建武三年に天子を称して自立、その後二年に及ぶ李憲討伐戦の際には「会稽・丹陽・九江・六安四郡の兵」が動員されている（『後漢書』馬成伝）。故郷に累の及んだこの兵乱を、当時幼かった王充も父祖から伝え聞いたことであろう。

このように新末から後漢初頭の大規模な内乱は、王充のみならず多くの士大夫をして、軍事に関する広汎な関心を惹起せしめたに違いなく、そして続く紀元後二世紀初頭以降の西北・東北辺境の情勢不安定化、さらに二世紀中葉より顕著となる各地における反乱の頻出を背景として、用兵思想もより具体性を伴って展開していくことになる。

(二) 王符『潜夫論』

王符（八五頃～一六三頃）は安定郡に生まれ、生涯仕進せずその地で处士として著述にいそしみつつ身を終えた人である。⁽¹⁰⁾「和・安よりの後、世は游宦に務め、当塗の者は更も相い薦引す、而して符は独り耿介として俗に同じうせず、此を以て遂に升進するを得ず。志意蘊憤し、乃ち隠居して書を著すこと三十余篇、以て当時の失得を譏り、其名を章顕するを欲せざれば、故に号して潜夫論と曰う」（『後漢書』本伝）。『潜夫論』はこのように当時の時勢を鋭く批判した書なので、従来も後漢時代の国家社会の情勢を論ずる上でしばしば引用されてきた。同書の中では軍事に関して一定分量の筆が割かれており、そこに見える彼の軍事思想については呉点明氏による概括的な紹介がある。⁽¹¹⁾ 呉氏によれば、王符は处士として生涯を終えながらも、安定郡に生まれ育ち羌族反乱を目の当たりにした経験が、彼をしてこうした軍事関係の議論を著述せしめたのであろうという。呉氏は彼の軍事思想を「重選将帥」「賞罰分明」「鞏固边防」「民為軍本」「以戦止戦」「備戦防患」「整頓軍備」「経済強軍」「高薪養廉」の九項に分けて説明する。『潜夫論』の軍事に関する議論は主に勸将篇、救边篇、边議篇に集中して載せられるが、後二篇が特に安帝永初年間の西羌の大反乱に関連して辺境防衛の要を強く説くのに対し、勸将篇も西羌反乱と関連しながら、より一般的に軍事体制の現況とあるべきあり方を論じているので、ここでは勸将篇を紹介し、その内容と背景について今少し掘り下げて考えてみたい。長い引用になるので、段落を区切り番号を付す。テキストは汪継培箋、彭鐸校正『潜夫論箋校正』（中華書局、新編諸子集成）による。

①太古の民は淳厚敦朴、上聖之を撫し、恬澹として為す無く、道を体し徳を履み、刑を簡にし威を薄くし、殺さ

ず誅せずして民は自ら化す、此れ徳の上なり。徳稍く弊薄にして邪心孳生す、次聖之を継ぎ、民を觀て教を設け、誅賞を作為し、威を以て之を勸む、既に五兵を作り、又た之が憲を為し、以て之を正厲す。詩に云う、「爾の輿馬を修め、弓矢戈兵、用て作則を戒め、用て蛮方を逖ざげよ」と。故に曰く、兵の設くるや久し。五代を涉歴し、以て今に迄るまで、国は未だ嘗て徳を以て昌え兵を以て彊からずんばあらざるなり。

②今、兵巧の械は府庫に盈ち、孫・吳の言は將耳に聒し、然して諸將之を用い、進戦すれば則ち兵敗れ、退守すれば則ち城亡ぶ。是れ何ぞや。曰く、彼此の情は主上に聞こえず、勝負の数は將心に明らかならず、士卒進むも利無くして自ら退くも畏る無し、此れ然る所以なり。夫れ重きを服して坂を上り、出でては千里を馳するは、馬の禍なり。然して節馬の之を樂うは、王良 為に力を尽くすに足るを以てなり。先登陷陣し、赴きて嚴敵に死するは、民の禍なり。然して節士の之を樂うは、明君 為に死を効す可きを以てなり。凡そ人の肯えて死亡に赴き辞せざる所以は、利に趨くが為に非ず、則ち因りて以て害を避くればなり。賢鄙愚智無く皆な然り、顧だ其の利害とする所異なる有るのみ。顯名を利せずんば則ち厚賞を利するなり。恥辱を避けずんば則ち禍亂を避くるなり。此の四者に非ずんば、聖王と雖も以て其の臣に要むる能わず、慈父も以て其の子を必ずする能わず。明主は深く之を知り、故に利を崇び害を顕らかにし以て下と市し、親疏貴賤賢鄙愚智をして、皆な必ずや我が令に順いて乃ち其の欲を得しむ、是を以て一旦軍鼓雷震し、旌旗並びに発せば、士は皆な奮激し、敵に死するを競うは、豈に其の情、久生を厭いて害死を樂えばならんや。乃ち義士は且に以て其の名を徹えんとし、貪夫は且に以て其の賞を求めんとせばなるのみ。今、吏の従軍して敗没し公事に死する者、十方を以て数うるも、上は弔唁嗟歎の榮名を聞かず、下も又た祿賞の厚実無ければ、節士は勸慕する所無く、庸夫は利を貪る所無し。此れ其の人びと沮解を懷い、復た死するを肯んぜざる所以なり。

③軍の起りて以来、師を暴すこと五年、典兵の吏、將に千を以て数えんとす、大小の戦、歳ごとに十百たび合するも、希に功有るのみ。其の敗を歴察するに、他故無し、皆な將は變勢に明らかならずして士は敵に死するを勧めざればなり。其れ士の死する能わざるは、乃ち其の將 効す能わざればなり、賞を言いては則ち与えず、罰を言いては則ち行わず、士は進みては独死の禍有り、退きては衆生の福を蒙く。此れ其の陣に臨めば亡戦し、競いて奔北を思ふ所以なり。孫子曰く、「將なる者は、智なり、仁なり、敬なり、信なり、勇なり、嚴なり」と。是の故に智は以て敵を折き、仁は以て衆を附し、敬は以て賢を招き、信は以て賞を必し、勇は以て氣を益し、嚴は以て令を一にす。故に敵を折けば則ち能く合變し、衆の附愛せば則ち力戰を思い、賢智集えば則ち英謀得られ、賞罰必せば則ち士は尽力し、勇氣益せば則ち兵勢自ら倍し、威令一なれば則ち惟だ將の使う所のみ。必ずや此の六者有りて、乃ち衝を折き敵を擒え、主を輔け民を安んず可し。

④前に羌の始めて反きし時、將帥は定令の群を以て、富厚の蓄に藉り、列城に拠りて利勢に処（原作氣）り、十万の衆を権り、勇傑の士を將い、以て草創新叛散乱の弱虜を誅ち、自至の小寇を撃つも、擒滅する能わず、輒りに敗る所と為る、遂に雲の烝すがごとく起たしめ、合從連横し、并・涼を掃滌し、内は司隸を犯し、東は趙・魏を寇め、西は蜀・漢を鈔め、五州残破し、六郡削跡す。此れ天の災いに非ず、長吏の過なるのみ。孫子曰く「將なる者は、民の司命にして国家安危の主なり」と。是の故に諸を寇有るの郡、太守令長は以て兵を睨らざる可らず。今、諸將を觀るに、既に断敵合變の奇無く、復た明賞必罰の信無し、然して其の士民も又た甚だ貧困、器械は簡習せず、將恩は素より結ばれず、卒然に急有れば、則ち吏は暴かに發するを以て其の士を虐げ、士は拙き所を以て敵の巧に遇う。此れ、將吏は怨を驅り以て讐を禦ぎ、士卒は縛手し以て寇に待すると為すなり。夫れ將は其の士を勤むる能わず、士は其の兵を用うる能わず、此の二者は兵無きと等し。士無く兵無く、而して合戦せ

んと欲せば、其の敗負せるや、理数として然り。故に曰く、其の敗るるは、天の所災に非ず、將の過なり、と。

⑤饒士の世に処るや、但だ典無きを患うるのみ。故に苟くも土地有れば、百姓富む可きなり。苟くも市列有れば、商賈來たる可きなり。苟くも士民有れば、国家彊かる可きなり。苟くも法令有れば、姦邪禁ず可きなり。夫れ国は外従り治む可からず、兵は中従り御す可からず。郡県の長吏、幸いに此の數者の断を兼ねるを得るのみにして以て明詔に称い民氓を安んずる能わざるや、此れ亦た陪克闢葺なり、之に里なる無きのみ。

⑥夫れ世に非常の人有り、然る後に非常の事を定む、必ずや非常の失に道りて然る後に見わる。是の故に諸有兵の長吏を選ぶに、宜しく蹕蹕豪厚、越えて幽奇を取り、材は權變に明るく、將帥に任う者なるべし。苟めに基序を惟い、或いは親戚に阿るものもて、兵官を典らしむる可からず。此れ所謂る其の国を以て敵に与うる者なり。

まず①では、上古の清静無為の「不殺不誅」の世から、世が降り徳衰え邪心の萌すに伴い、「次聖」により誅賞が作られ、また武備が設けられたとして『詩』（魯詩、大雅・抑）を引く。かくして上古以来、国は必ず徳と兵によりその強盛を保ってきたことを、儒教經典も引き合いに述べる。ついで②では、一転して現状の問題とその原因が述べられる。今、武備は備わるにも拘わらず戦鬪に敗北を重ねる所以は、戦況が君主に伝わらず、指揮官に戦略なく、士卒に進退の賞罰なきがためであり、結果、士庶ともに敢鬪の氣を失っているという。③でも同様の論理が繰り返述べられる。五年にわたる大小の戦鬪でほとんど功が挙がらぬのは、ひとえに將の知略の欠如と賞罰の不明による。『孫子』の説くごとく將たる者の資質を備え、信賞必罰と士卒への信愛によつてはじめて軍勢は振るうであろう。④羌族反乱の勃発した当初、十分な軍備によつて烏合の敵に向かうも討滅する能わず、諸部族の離合集散をへてついに内地深くまで侵攻を招くに至つた（これは安帝永初年間の羌族大反乱を指す）のは、將たる長吏、太守令長の過に他ならない。彼らは戦術の策、賞罰の信なく、かつ兵たる士民も貧困にして教練を受けず、將兵間の恩信を欠いたまま

兵士を戦に徴発し、彼らは用兵に熟せぬまま敵に当たれば、なすすべなく敗れるは必然である。⑤そも軍は地方にあって中央の掣肘を受けてはならない（『六韜』『白虎通』）。それと同じく地方の民生財政国防治安において専断の大権を委ねられた郡県長吏にして、国命にかない民を安んじ得ぬなら、誅求するのみの無能の臣である。⑥ゆえに將たるの長吏には、非常の時勢であればこそ將帥に耐える非常の人材を選ばねばならない。姑息に基本方針のみを守り（?）、あるいは貴戚におもねる輩を登用してはならぬ。

このように王符も、儒教經典にも見られる伝統的な尚武思想に言及しつつ、彼の生まれた章帝期の末頃より熾烈を極めていく羌族反乱に対処し得ない王朝の失態を前に、防戦体制の強化を説く。ここでの彼の主張の根幹は、兵を統率すべき「有兵長吏」の選任の要にあり、兵略に通じ、信賞必罰によって士卒を統率しうる者をこそ任用せねばならぬという。ここにいう「郡県長吏」「有兵長吏」とは具体的には「太守令長」、郡県長官の謂いである。光武帝の建武六年、辺郡を除き郡都尉を廃止し兵権を太守に統合し、同時に都試（毎年の軍事演習）も廃止されたこと、翌年には軽車、騎士、材官、楼船士、軍假吏が廃止されて地方の軍備が縮小されたことについては、浜口重国氏の古典的研究によってよく知られている⁽¹²⁾。ただ、これら騎士などが一般の正卒ではなく、一種職業軍人的な専門兵であったことを大庭脩氏は指摘して浜口説へ修正を迫り、また高村武幸氏もそれらが半官半民的職業兵で、一般兵卒とは区別されたことを指摘している⁽¹⁴⁾。大庭氏が述べるように後漢でも依然、各地に州郡兵の存在は認められ、これらが一定の兵力を有したことは疑いない。しかし専門兵と都試の廃止が兵の練度低下を招いたことは想像に難くなく、専門兵にあらざる一般民より徴募されたであろう兵卒が「甚だ貧困、器械は簡習せず」とされるのもそれ故に違いない。蓋し、貧富の差の増大とともに更卒制度が崩壊に向かう中、徴募の対象はもっぱら細民に集中したはずである。一方これら非熟練兵の統率を一任される太守令長は、昇進の一階梯として数年の任期を過ごすのみのキャリア組文官で、そもそも武

事には疎い上、本籍地回避の制により他郡出身者が任用される決まりであれば尚更、任地の守備に使命感を以て臨むことは少なかったであろう。羌族大反乱の起きた安帝時代、政界を牛耳ったのは鄧太后一族、ついで閻皇后一族ら外戚および乳母王聖や中常侍江京たちであり、これら「親戚」に阿諛し、任地で不法な搾取を働き贈賄の糧とする「陪克」の輩が幅をきかせる中で、地方統治とともに軍備の体制も急速に弛緩せざるを得ず、羌族の内地震攻はそうした事態の招いた必然の結果であった。すなわち王符の論ずる軍事体制の危機の背後には、光武帝の軍備縮小策、のみならず豪族の割拠と貧農の没落、更卒制度の崩壊、さらに外戚宦官の跋扈といわゆる「濁流」の勢力増大といった、後漢王朝の抱える制度・政治・社会上の構造的な問題があったのである。

(三) 崔寔『政論』

崔寔(一一〇頃～一七〇)⁽¹⁵⁾は、当代きつての名門、涿郡崔氏の家に生まれ、祖父の駟、父の瑗とともに文章家にして国政紊乱の是正を志した硬骨の政治家・政論家として知られる。その著書『政論』は『隋書』経籍志では子部・法家類に分類され、後漢中後期における国家社会の綱紀再建の方策を具体的に開陳したものであり、後述の仲長統は、「凡そ人主たれば宜しく一通を写し、之を坐側に置くべし」としてこの著を高く評価した。『隋書』経籍志では六卷とされる同書は今日ではすでに部分的に佚文を残すのみだが、ここでは『全後漢文』より次の一節(『群書治要』所引)を挙げる。

伝に曰く、工は其の事を善くせんと欲せば、必ずや先ず其の器を利とす(『論語』衛靈公)。旧時、永平建初の際、戦攻を去ること未だ久しからざれば、朝廷は意を武備に留め、財用優饒にして主者は躬ら親しみ、故に官兵

は常に牟勁精利、蔡太僕（蔡倫）の弩、及び龍亭（同前）九年の劍有り、今に至るまで名を天下に擅まにす。頃ろ主者既に勅慎せず、而して詔書も又た誤り、進入の資（後文に進入之課とあり、課の誤りか）に、貪饕の吏、競いて其の財用を約し、狡猾の工、復た之を盜窃し、麻枲を以て弓弩を被い、米粥もて漆に雜うるに至る、鎧鉄を焼きては醢中に焠にらぎ、脆ちやうくして治し易からしめ、鎧孔も又た褊小、人を容るるに足らず、刀牟は悉く鈍し、故に辺民敢闘の健士、皆な自ら私兵を作り、官器を用うるを肯んぜず。凡そ漢の能く胡を制する所以は、徒だ鎧弩の利を擅まにせばなり、今、鎧は則ち堅からず、弩は則ち勁からず、永らく恃む所を失せり、且つ夫の士の身は、苟しくも兵は鈍にして甲は栗なれば依怙す可からず、孟賁・卞莊と雖も由ゆ猶子有らん、此を推して之を論じ、小を以て大に況ぶるに、三軍の器械をして皆な依阻す可からしむれば、則ち胆勇勢盛にして、各の赴敵不旋の慮有らん、若し皆な弊敗し、任用に足（原作定）らざれば、（…この間、脱文あるか…）亦た競い奮いて皆な水火をも避けざらん、三軍皆な奮えば、則ち何れの敵にか克たざらん、誠に宜しく復た巧工の旧令を申明し、進入の課を除き、故の財用を復さば、頗る吏工の中る所と為ると雖も尚お自ら中るに勝らん、苟くも牟利任用を以て故と為し、其の他を問う無く、月の令日に物ごとに工名を刻み、以て其の誠を覆し、功に当たらざる有らば必ずや其の罪を行い、以て其の情を窮めん。今、之に刻名すと雖も賞罰能くせず、又た数ば赦贖有り、主者も輕翫し懲畏する所無し。夫れ兵革は国の大事なり、宜しく特に意を留め、其の治罰を重くし、敢えて巧詐軋りに行うの輩有らば、罪は赦贖を以て除く勿くんば、則ち吏は其の職を敬み、工は其の業を慎まん。

ここには、崔寔が活躍した桓帝期における軍備の破綻とその原因が克明に描かれている。明帝・章帝時代にはまだ後漢初以来の武備が整っていたが、近年は担当官署が配慮を怠り、また（恐らくは伝達系の弛緩、地方官吏の職務怠慢により）詔勅も誤り、さらに現場の役人は物資を横流しし、粗悪な工法で武器の劣化をもたらしているため、北辺

の兵士は官器を用いず自分で武器を作る始末である。いかに精強な兵がいようと用に足る兵器がなければ役に立たぬ。…（中欠？）…すれば必ずや兵士たちは奮い立ち、いかなる敵にも打ち勝とう。ついでに工匠についての旧令を再確認し、献上のノルマを免除し、往年同様の予算を分配するなら、吏人や工匠に充足の労を強いることにはなっても、兵士が自弁するよりはましであろう。堅牢にして用に耐えることを第一として他は問わず、毎月決まった日に物品ごとに工匠の名を刻字して仕事ぶりをチェックし、仕事の悪い所があれば必ず処罰して事情を審理すべきである。ところが今は工匠の名を刻字しても賞罰が行われぬ上にたびたび恩赦や贖罪の機があり、ゆえに担当責任者は業務を侮って畏れることがない。そも兵器は国の重大事であり、とくに意を存しなければならぬ。規定違反の罪を重くし、意図的に不正を働く連中がいれば恩赦や贖罪でも罪を除かぬようにすれば、吏も工匠も職務に勤めるようになる。—以上のように彼は現状分析とその解決策を論ずる。

崔寔はそのキャリアの後半、五原太守時代には「胡虜連りに雲中・朔方に入り、吏民を殺略し、一歳に九たび奔命するに至る。寔、土馬を整厲し、烽候を厳にせば、虜は敢えて犯さず、常に辺最為り」という。その辺境防衛の功ゆえ、後には「威武謀略の士」に察奉され鮮卑の寇辺激しい遼東郡の太守に任ぜられている。『後漢書』本伝では『政論』執筆を官途の初期であるかの如くに記すが、右掲の議論は必ずや辺郡太守として「辺民敢闘の健士」を指揮した経験を踏まえたものであるに違いない。ここで指弾されるのは、国家の兵器製造の過程で生ずる不正と、その結果としての兵器の劣悪化、さらにはそれに起因する兵士の士気不振である。劉軍氏も後漢国家の軍事体制の弛緩を論ずる中で『政論』のこの一節を引き、武器の製造過程での物資横流しが当時の常態であったとし、後漢の兵器生産の管理が疎漏であったことを指摘する⁽¹⁶⁾。ただ、崔寔の観察眼は兵器生産の管理体制のみならず、その背後の官僚機構全体があり方にまで及んでいる。「主者既に勅慎せず」、現場の管理責任者の服務姿勢に懈怠が見られたのみならず、「詔勅

も又た誤り」とは右に括弧書きで補足したように、中央から地方へ詔勅が伝達されていく過程で、地方官吏によって詔勅がないがしろにされていたことを背景としよう。同じ『政論』の別の箇所でも崔寔はこうも述べている。

今、州郡を典る者、自ら詔書に違ひ、意を縦いままにして出入す、詔書に禁絶せんと欲する所あるが毎に、重く懇惻すると雖も、罵詈極筆し、詔書を得れば由お復た廃舎し、終に倭意無し、故に里語に曰く、州郡の記は霹歴の如く、詔書を得れば但だ壁に掛くるのみ、と。〔『全後漢文』より〕

別稿⁽¹⁷⁾でも述べたように、中央政府の權威の相対的低下に伴い、中央から下る詔勅よりも州郡の上級官からの各種の指令が重んぜられていたことを、この一節は示すものである。また「進入の課」とはこれも右に意識を施したように、工部部署から中央への各種物品の納入規定（課）を指すものと思われるが、地方の貪吏は配分予算の一部を懐に入れ、かつては富饒であったはずの財用は目減りし、また現場の工匠も資材を横流ししているというのであろう。このように見てくれば、工部担当部署にとどまらず地方の長官クラスから末端に至るまでの、中間搾取の累積構造——中国王朝の伝統的積弊——、そしてそのような事態の深刻化をもたらす中央集権の弛緩が、この一連の問題の背後にもあることが見て取れるであろう。すなわち崔寔の認識にあつて後漢後期における軍備の廢頽をもたらしたのは、中央の指令（それすら外戚宦官の跋扈によって十全に機能しなかつたはずである）をないがしろにして地方政府の各級官僚が私利私欲を働き、本来の服務精神を放棄したあり方なのである。崔寔の父の崔瑗が、揚雄以来書き継がれ胡広によって集大成される官吏心得の書『百官箴』の著者の一人であつたこと⁽¹⁸⁾を、ここで想起してもよいだろう。

(四) 応劭『漢官儀』

応劭(？～二〇四頃)は後漢末期に活躍した政治家、著述家であり、漢代官制の著『漢官儀』や当時の風聞通説を蒐集検討した『風俗通』など多くの著作で知られる。池田秀三氏によれば、彼は儒家ながら強い法家的な思想傾向を見せ、『風俗通』の中で国家秩序の強化を志向したとされ、⁽¹⁹⁾やはり後漢末の「法家的儒家」の一人に数えてよいであろう。彼は中平六年より泰山太守として黄巾殘党の討伐に当たり「文武を糾率し連りに賊と戦い、前後に斬首せること数千級……賊皆な退卻し郡内以て安んず」(『後漢書』本伝)という大きな功績を挙げており、彼の思想傾向とともになぞらした実践経験も踏まえてであろう、『漢官儀』の中にも軍備の強化を説く一節が見られる。

蓋し天 五材を生み、民並びに之を用う、一を廢するも可ならず、誰か能く兵を去らんや(左伝・襄二十七)。
兵の設くるや尚し。易(繫辭下)に称すらく「木を弦げて弧と為し、木を剗りて矢と為し、弧矢の利、以て天下を威す」と、春秋(国語・周語)に「三時農に務め、一時武を講ず」とあり、詩(大雅・公劉)に、公劉の居るに匪ず康んずるに匪ず、入りては耕し出でては戦い、乃ち餼糧を裹み、干戈戚揚(原作載錫)もて、四方当たる莫きを美とす。郡国の材官・騎士を罷めて自りの後、官に警備無く、実に寇心を啓く。一方に難有らば、三面より之を救い、発興すること雷の震うがごとく、煙蒸電激す、一切に辨を取り、黔首囂然たり。其の射御を講し、其の戒誓を用うるに及ばず、一旦に之を驅り以て強敵に即くこと、猶お鳩鵲の鷹鷂を捕え、豚羊の豺虎を弋せんとするがごとし、是を以て戦うが毎に常に常に負け、王旅振わず。張角の妖偽を懐挾するや、遐迹揺蕩し、八州並びに発し、煙炎天を絳くす、牧守梟裂せられ、流血川を成す。爾るを乃ち遠く三辺殊俗の兵を徴し、我が族類に非

ざれば、忿驚縦横し、多く良善を僵し、以て己が功と為し、財貨糞土たり。哀しいかな夫の民氓遷流の咎、見に出でて茲に在り、教えずして戦うは、是れ之を棄つと謂う（論語・子路）、其の禍敗を跡ぬるに、豈に虚ならんや。春秋（公羊・定十二）に、家は甲を蔵せざるは、一国の威を以て私力を抑うる所以なり。今、四海残壊し、王命未だ洽ねからざると雖も、衝を折き難を圧す可きこと、掌を指すが若し、故に右扶風〔都尉・京兆虎牙都尉〕を置く。（『統漢書』百官志注、孫星衍『漢簡六種』より）最後の「一」は孫星衍の「案此下当脱文」との案語により意を以て補った）

応劭も『易』、『春秋』（正確には春秋外伝たる『国語』）、『詩』など儒家經典を援引して儒家における尚武の伝統を述べた上で、郡国の材官騎士の廃止とその結果を論ずる。一郡に寇難があれば周辺諸郡から臨時に兵を動員し、その場で応急に兵站を徴収するため民間の負担は加重する。常日頃の軍事教練を受けぬ寄せ集めの兵ゆえ、戦という戦に負け続け、黄巾の大乱が発すると北辺の異民族兵を投入、彼らは軍功をむさぼり良善の民をも倒し、戦乱の中で財貨は何の価値もないものとなり果てた。飢寒せる流民の大発生の元凶はまさにここにある。教練を施さずして戦わせるは棄民に等しい。『春秋』が家臣の武備を禁じたのは、一国の威力によって私家の力を抑えるために他ならぬ。今、天下は崩乱し国の威令も行き渡らない中ではあるが、難を平らぐのはたやすいことである。そのために諸郡都尉を廃した中で、安帝時代以来、羌族反乱に備えて右扶風都尉（と京兆虎牙都尉）が置かれてきたのである。——この応劭の論においては、郡国の材官・騎士の廃止が兵力弱体化の直接的原因の一として明確に述べられている。それらの廃止は都試の廃止と併せて「官に警備なし」、教練を積んだ将士からなる常備的戦闘態勢の崩壊を生んだはずである。その結果、反乱の発生した郡では対処しきれず周辺諸郡からも兵を徴募せざるを得ないが、さきに王符の論に関連して述べたように、こうして徴募される兵も零細農や無産の下層民が主体であつたに違いなく、かつ「雷の震う」がこ

とき急な「発興」徴発（兵役徴募）と軍興（軍事出動）ゆえに臨時で武装を自弁、ないし周辺農民からの供出で間に合わせざるを得ない。重い負担に民の不満は鬱積し、こうして張角の太平道に遠近は呼応し、一斉に反乱の火の手を上げる。反乱鎮圧に羌胡の混成軍を投入し、虐殺を招いたことと相まって、以上の経緯は流民大発生の惨禍を招くこととなる。

応劭の論の背景を右のように考えるなら、ここでもやはり後漢における軍事弱体化の要因に、光武帝の軍備削減策のみならず貧富の格差の拡大、困窮を深める零細農への仮借ない国家的負担の強制などの問題が、相互に関わりつつ存在したことがわかる。肝心の文末が途切れているとおぼしきため、応劭の結論は定かではないが、永初の羌族大乱に際して置かれた右扶風都尉、京兆虎牙都尉に言及していることから、彼が都尉とその下の材官など専門兵の復置・常設を志向していたことは容易に推測される。そうすることは第一に、軍備の強化をもたらすであろう。第二に、臨時の徴兵による重い負担から民を解放し、社会の安定をもたらすであろう。すなわち軍備の再建と社会の安定とは彼にあつて底を通ずるものと認識されていたと考えねばならない。そしてそこには、後漢末期、泰山太守として地方統治の再建にいそしんだ彼自身の経験と見聞が鮮明に投影されていたはずである。

（五）仲長統『昌言』 附・荀悦『申鑒』

王充・王符とともに『後漢書』に合伝される仲長統（二八一―二二〇）は後漢最末期、荀彧の推輓によって曹操に仕え、「古今および時俗の行事を論説するが毎に恒に発憤歎息し、因りて書を著し名づけて昌言という」。もと三十四『三国志』劉劭伝注では二十四篇、十余万言あつたという『昌言』は『隋書』経籍志（子部雜家）ではすでに十二

卷、今日は『後漢書』その他に佚文を残すのみだが、先述のように崔寔の影響のもと、時勢を憂えた救亡の書として後漢末の政治社会の問題を詳細に論じ、思想史のみならず歴史研究の分野でも従来よりしばしば取り上げられてきた。⁽²⁰⁾ここでは『後漢書』本伝に引かれる同書節略文より損益篇の一節を挙げる。

易（繫辭下）に曰く、「陽は一君にして二臣、君子の道なり。陰は二君にして一臣、小人の道なり」と。然らば則ち寡きは人の上と為る者なり。衆きは人の下と為る者なり。一伍の長は、才の以て一伍に長たるに足る者なり。一国の君は、才の以て一国に君たるに足る者なり。天下の王は、才の以て天下に王たるに足る者なり。愚の智に役せらるること、猶お枝の幹に附くがごとし、此れ天下を理むるの常法なり。国を制し以て人を分け、政を立て以て事を分くるに、人遠ければ則ち綏んじ難く、事紛ぶれば則ち了え難し。今、遠州の県、或いは相い去ること数百千里、山陵洿沢多しと雖も、猶お人を居らしめ種穀す可き者有り。当に更めて其の境界を制し、遠者を以て二百里を過ぎざらしめ、版籍を明らかにし以て相い数閲し、什伍を審かにし以て相い連持し、夫田を限り以て并兼を断ち、五刑を定め以て死亡を救い、君長を益し以て政理を興し、農桑を急ぎ以て委積を豊かにし、末作を去り以て本業を一にし、教学を敦くし以て情性を移し、徳行を表し以て風俗を厲まし、才藝を覈り以て官宜を叙し、精悍を簡び以て師田を習い、武器を修め以て守戦を存し、禁令を嚴にし以て僭差を防ぎ、実罰を信にし以て懲勸を驗べ、遊戲を糾し以て姦邪を杜ざし、苛刻を察し以て煩暴を絶つべし。此の十六者を審らかにし以て政務と為し、之を操るに常有り、之に課するに限有り、安寧に懈惰する勿く、有事に迫遽せざれば、聖人復た起るも、易うる能わざるなり（孟子・滕文公下）。

仲長統も「法家的儒家」らしく強力な君権下の専制的統制論を基調としつつ、地方統治を強化し民生を安定させるべく、当今の要を次のように説く。広さに応じて適切な地方行政区を再設定し、戸籍を明確にして隣伍の制により相

互監督させ、土地兼併を禁じ、刑罰により「殺人を禁ずることぞ？」人命を救い、「行政区を分割し」地方長官を増員して地方統治を立て直し、農業を奨励して食料を増産し、教育の徹底により徳行を行き渡らせ、そうして才能技芸に依りて官吏を登用、また武力ある者を選抜して軍事教練を施し、軍備を整えて防戦体制を敷く。禁令によつて豪強の僭侈を抑え、賞罰を明らかにして勸善懲惡し、徒衣遊食の輩を取り締まつて悪行を防ぎ、官吏の苛酷を監視して暴政を絶つ。以上の方法を採つてゆらぐことなく、税役の課徴に節度あり、平時も業にいそしみ戦時にも対処の備あれば、聖人といえどもこの道に違ひ得ぬであろう。―後漢末期の人士流移と民戸把握の低下、農業生産の衰落、豪族勢力の増大（「并兼」「僭差」と治安悪化、加えて地方官の苛察苛斂などの、相互に絡まり合つた一連の問題を背景として、それらの改善方法が逐一述べられる。そして、そのような地方統治回復の方策の一環として、官吏登用と並んでいわば文武両輪に、兵士の選抜、軍事教練、兵器整備という防戦体制構築の必要が説かれるのである。仲長統にあつても応劭と同様に、軍備再建と地方統治の再建・地方社会の安定とは、根を同じくする課題であつた。ちなみに、ここで彼が開陳した方策のいくつかが内山俊彦氏も触れるように戸調制、民屯制、そして九品官人法などとして曹操・曹魏政権のもとで実現を見ることになるのは、必ずしも彼の直接の影響ではないとしても、現状・課題の認識を彼と曹操ら為政者たちが共有していたことの証であろう。

なお、彼を曹操に推薦した荀彧―曹操の知囊―の従兄・荀悦（一四八―二〇九）にも、やはり「法家的儒家」の一人として次のような軍事重視の議論があるので参考までに紹介しておく。

孝武皇帝、四夷未だ賓せず、寇賊姦宄なるを以て、初めて武功賞の官を置き以て戦士を寵す、若し今、此の科に依りて其の制を崇び、尚武の官を置き、司馬兵法を以て選び、位秩は博士に比し、司馬の典を講じ、蒐狩の事を簡し、軍功爵賞を掌り、小は五校に統べ、大は太尉に統ぶれば、既に時務に周ねく、礼も亦た之に宜し。周の末

葉、兵革繁きこと、秦より乱るは莫し、(欠文あるか) 民は荒殄せず、今(原作令)、国家戦を忘ること日久し、寇難の作るが毎に、民は瘁れて幾んど尽きんとす、民に戦うを教えざるは、是れ之を棄つと謂う、信なり。
〔申鑒〕時事篇…『漢魏叢書』所収)

荀悦の軍事思想については、彼の編んだ編年体史書『前漢紀』とも併せて機を改めて検討しなければならないが、さしあたりここでは、彼が『司馬法』に則った講武と任官の制を説き、それが時代の要請(時務)にも儒家的礼意にも合致するとされること、その主張の背後に当時における軍備の荒廢と民の疲弊があったこと(彼も応劭と同じく『論語』子路篇を引く)を確認しておきたい。軍事をめぐる思想系譜の上でもやはり、荀悦と先に挙げてきた諸家とは史脈を通ずることが明らかである。

以上、六人の論者の軍事論を紹介してきた。それらはいずれも儒教のもつ伝統的尚武主義を下敷きとしつつ、後漢時代の外寇内寇の危機に瀕して軍事体制の整備・強化を説き、かつ、彼らの現状認識と改革案が国家体制と社会上の問題と密に関わり合っていたことが確認されたであろう。言い換えるなら、軍事体制の強化は国家・社会の抜本的な改革とも一体をなさねばならず、その実現はおそらく、後漢王朝がなすすべなく崩壊滅亡した後、魏晋南北朝の幾たびの禪代をへて北朝末の府兵制の成立を待たねばならなかったのである。そして同制度が『新唐書』兵志に「初府兵之置、居無事時耕於野」とされるように、いわゆる「兵を農に寓する」兵農一致の儒家的伝統のもとに回顧される(実際に府兵制が兵農一致であったか否かはここでは問わない)のも、応劭のいわゆる「三時務農、一時講武」、また仲長統の論ずる「急農桑」「一本業」なる農本主義と相俟った臨戦態勢の主張に連なるものでもあろう。

注
(1) 『飲冰室合集』六(中華書局、一九八九年・一九三六年版の影印)所収。

(2) 武内義雄『中国思想史』(岩波全書、一九五七年、初出一九三六年)第十三章に、桓譚・王充の思想系譜を継ぐ王符・仲長統らを「儒家と法家を折衷」した「法家的色彩の濃い儒家」とする。

(3) 日原利国『中国思想文学史』(朋友書店、一九九九年)第二十二章。

(4) 代表的研究として、湯浅邦弘『中国古代軍事思想史の研究』(研文出版、一九九九年)。

(5) 内藤湖南『支那史学史』(内藤湖南全集 第十一卷)筑摩書房、一九六九年)一「史の起源」。

(6) 湯浅氏先掲書第三部第三・四章、龔留柱『《呂氏春秋》和《淮南子》的軍事思想比較』(『河南大学学报(社会科学版)』二〇〇三・一五)など。

(7) 彼の思想についての古典として狩野直喜「両漢文学考」(『両漢学術考』筑摩書房、一九六四年)。生没年代は周桂鈿「王充評伝」(『桓譚王充評伝』南京大学出版社、一九九三年)に依った。

(8) 成・康の刑錯説については拙稿「前漢の文帝―その虚像と実像―」(『古代文化』五二・一八、二〇〇〇年)を参照されたい。

(9) 班彪の羌族に関する議論は、拙稿「漢代における周辺民族と軍事―とくに属国都尉と異民族統御官を中心に―」(宮宅潔編『多民族社会の軍事統治―出土史料が語る中国古代―』京都大学学術出版会、二〇一八年)など参照。

(10) 彼の生平と思想内容については劉文英『王符評伝』(南京大学出版社、一九九三年)など参照。

(11) 吳点明「王符《潜夫論》軍事思想解読」(『軍事歴史研究』二〇一〇―一)、(『論王符の軍事思想』(『山西大同大学学报(社会科学版)』二〇一〇―一))。この二論文の内容は全く同一である。ダブルポストであろうか。

(12) 浜口重国「光武帝の軍備縮小と其の影響」(同氏『秦漢隋唐史の研究 上』東京大学出版会、一九六六年、所収)。

(13) 大庭脩「地湾出土の騎士冊」(同氏『漢簡研究』同朋舎、一九九二年、所収)。

(14) 高村武幸「漢代の材官・騎士の身分と官吏任用資格」(同氏『漢代の地方官吏と地域社会』汲古書院、二〇〇八年、所収)。

(15) 彼の生没年代は劉文英「崔寔評伝」(同氏前掲書所収)に依った。

(16) 劉軍「両漢軍事後勤比較研究」(『咸陽師範学院学报』二六・一、二〇一二年)。

- (17) 拙稿「漢六朝期の地方的教令について」(『東洋史研究』六八―四、二〇一〇年、のち拙著『漢六朝時代の制度と文化・社会』京都大学学術出版会、二〇二一年に再収)。
- (18) 拙稿「漢代の古官箴 論考編」(『大阪樟蔭女子大学(学芸学部) 論集』四二、二〇〇五年、のち先掲拙著に再収)。
- (19) 池田秀三「『風俗通義』 研究緒論(上)・同(下)」(『中国古典研究』三八・三九号、一九九三・九四年)。
- (20) 代表的研究として内山俊彦「仲長統―後漢末一知識人の思想と行動―」(『日本中国学会報』三六、一九八四年)、堀池信夫「仲長統について」(『中国文化・研究と教育・漢文学会報』一一四、一九八五年)など。
- (21) 内山氏先掲論文。

本稿はJSPS科学研究費補助金基盤研究B「中国古代軍事史の多角的検討―「公認された暴力」のありか」(研究代表者・宮宅潔、課題番号一九H〇一三一八)による研究成果の一部である。